

鴻巣市一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、保護者の短時間、断続的就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するための保育の需要に対応するため、一時預かり事業を実施し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 一時預かり事業の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市内在勤者等で、居住地の一時預かり事業に預けられない理由等がある場合で市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施の対象とならない児童であること。
- (2) 児童及び保護者が市内に居住していること。
- (3) 健康で集団保育が可能であること。

(実施事由)

第3条 一時預かり事業は、前条の児童が次の各号のいずれかの事由に該当するときに限り行うものとする。

- (1) 保護者の労働、職業訓練、就学等社会的にやむを得ない理由により、断続的に保育を必要とすると認められるとき。
- (2) 保護者の傷病、入院等緊急にやむを得ない理由により、一時的に保育を必要とすると認められるとき。
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となるとき。

(事業の種類及び期間)

第4条 一時預かり事業の種類及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 非定型的保育サービス事業 前条第1号の事由に該当するときに、原則として週3日を限度として、6か月の範囲内で行う保育。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (2) 緊急保育サービス事業 前条第2号の事由に該当するときに、1か月未満で行う保育。ただし、保育に必要な期間が1か月を超えるときは、この限りでない。

(3) 私的理由保育サービス事業 前条第3号の事由に該当するときに、原則として月1回行う
保育

(利用定員)

第5条 一時預かり事業の利用定員は、別表第1に掲げる保育所1施設当たりおおむね10人とする。

この場合において、当該利用定員は、非定型的保育サービス事業、緊急保育サービス事業及び私
的理由保育サービス事業を合わせた人数とする。

(実施施設)

第6条 一時預かり事業は、別表第1に定める保育所で実施するものとする。

(利用日及び利用時間)

第7条 一時預かり事業の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

(休業日)

第8条 一時預かり事業の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(4) その他市長が定めた日

(費用負担)

第9条 一時預かり事業を利用する児童の保護者は、一時預かり事業に要する費用の一部として別
表第2に定める金額を納付しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の金額を減額し、又は免除することができる。

(利用申請)

第10条 一時預かり事業を利用しようとする児童の保護者は、鴻巣市一時預かり事業利用申込書（様
式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第11条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに調査の上、利用の可否を決定し、
鴻巣市一時預かり事業利用承諾書（様式第2号）又は鴻巣市一時預かり利用不承諾通知書（様式
第3号）により保護者に通知するものとする。

(届出)

第12条 保護者は、児童が第2条各号に掲げるいずれかの要件を欠いたとき、又は第3条の事由が
消滅したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用決定の取消し)

第13条 市長は、一時預かり事業を利用する保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、鴻巣市一時預かり事業利用解除通知書（様式第4号）により、利用の決定を解除することができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により、利用の決定を受けたとき。

(事業の委託)

第14条 一時預かり事業は、市が適切な事業を実施することが可能であると認める者（以下「事業者」という。）に委託して実施することができる。

2 前項の規定により事業者に委託して実施する場合、第7条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定で定める事項については、市と協議の上、事業者が定めることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第74号）

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式第1号、第2号及び第4号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年告示第265号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第63号）

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式第1号及び様式第2号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年9月9日告示第251号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月29日告示第85号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の一部改正)

3 鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示（令和3年鴻巣市告示第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1（第5条―第7条関係）

保育所名	事業の種類	利用日	利用時間
生出塚保育所	非定型的保育サービス事業	月曜日から土曜日まで	午前7時から午後7時まで
	緊急保育サービス事業	月曜日から土曜日まで	午前7時30分から午後6時30分まで
	私的理由保育サービス事業	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
馬室保育所	非定型的保育サービス事業	月曜日から金曜日まで	午前7時から午後7時まで
吹上富士見保育所			
川里ひまわり保育園	緊急保育サービス事業	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後6時30分まで
	私的理由保育サービス事業	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで

別表第 2（第 9 条関係）

児童の属する世帯	3 歳未満の児童 (1 人当たり負担金)		3 歳以上の児童 (1 人当たりの負担金)		飲食物
	半日	1 日	半日	1 日	
市内居住者の内、生活 保護法（昭和25年法律 第144号）による被保護 世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	300円
市内居住者	1, 100円	2, 200円	750円	1, 500円	300円
市外居住者	2, 000円	4, 000円	1, 350円	2, 700円	300円

備考

- 1 この表において「半日」とは、午前にあつては午後零時30分まで、午後にあつては午後零時30分からの利用をいう。
- 2 この表において「1 日」とは、上記以外の利用をいう。

様式第1号(第10条関係)
様式第1号(第10条関係)

番号

鴻巣市一時預かり事業利用申込書

(宛先)鴻巣市長										年 月 日	
保護者 住所氏名 自宅電話番号											
一時預かり事業を利用したいので、次のとおり申し込みします。											
対象児童		フリガナ 氏 名		続柄		生年月日 年 月 日		年齢 歳			
利用児童の世帯員	氏名		続柄		連絡先		緊急連絡先				
					連絡先		連絡先				
					電話番号		電話番号				
					連絡先		連絡先				
					電話番号		電話番号				
					連絡先		連絡先				
					電話番号		電話番号				
					連絡先		連絡先				
利用施設名称											
希望する保育サービス及び理由		(1) 非定型的保育サービス (労働、職業訓練、就学、その他) (2) 緊急保育サービス (傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭、その他) (3) 私的理由による保育サービス事業 ()									
予定利用期間及び予定利用日数		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日間		1日当たりの利用希望時間		平日 土曜日		: ~ :		給食の有無	
児童の健康状態				注意及び要望事項(心配なこと)							
添付書類		(1) 就労証明書(有・無) ・ (2) 診断書(有・無) (3) その他()									

以下保育所記入欄

処理欄	受付年月日	年 月 日	所長	主査	担当	備考
	決裁年月日	年 月 日				
	認定区分	承諾・不承諾				

(保育所保管用)

様式第2号（第11条関係）
 様式第2号(第11条関係)

番号 _____

鴻巣市一時預かり事業利用承諾書

年 月 日									
様 鴻巣市長 印									
年 月 日付けで申込みのありました一時預かり事業の利用については、次のとおり承諾します。									
対 象 児 童	フリガナ 氏 名		続 柄		生 年 月 日 年 月 日	年 齢 歳			
利用 児童 の 世 帯 員	氏 名	続 柄	連 絡 先		緊 急 連 絡 先				
			連 絡 先		連 絡 先				
			電 話 番 号		電 話 番 号				
			連 絡 先		連 絡 先				
			電 話 番 号		電 話 番 号				
			連 絡 先		連 絡 先				
			電 話 番 号		電 話 番 号				
			連 絡 先		連 絡 先				
利 用 施 設 名									
希望する保育サービス及び理由	(1) 非定型的保育サービス (労働、職業訓練、就学、その他) _____) (2) 緊急保育サービス (傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭、その他) _____) (3) 私的理由による保育サービス事業 (_____)								
予定利用期間 及び予定利用 日数	年 月 日	年 月 日	年 月 日	日間	1 日 当 た り の 利 用 希 望 時 間	平 日	: ~ :	給 食 の 有 無	有
						土 曜 日	: ~ :		無
児童の健康状態					注 意 及 び 要 望 事 項 (心 配 な こ と)				
費 用	保護者負担金		児童1人当たり日額			円			
	飲食物費		児童1人当たり日額			円			

(保護者保管用)

様式第3号（第11条関係）

様式第3号（第11条関係）

鴻巣市一時預かり事業利用不承諾通知書

第 号

年 月 日

様

鴻巣市長

印

年 月 日付けで申請のありました一時預かり事業の利用
については、次の理由により承諾できませんので通知します。

理 由

様式第4号（第13条関係）
様式第4号（第13条関係）

鴻巣市一時預かり事業利用解除通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



一時預かり事業の利用を次の理由により解除します。

利 用 児 童	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
解 除 年 月 日	年 月 日	
解 除 理 由		